

住宅リフォーム支援補助事業



河内町では地域の活性化や町民の住宅環境改善のため、町内業者に発注するリフォーム工事に対して費用の一部を補助します。

申請受付

令和7年5月20日(火)から 受付時間 8時30分～17時(閉庁日を除く)
※予算の枠を超えた時点で受付終了となります。

対象者

次のすべての条件を満たす方

- (1) 対象住宅を所有し、継続して3年以上居住していること。
- (2) リフォーム工事後に対象住宅に3年以上居住予定であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- (5) この補助金の交付を受けたことがないこと。

対象住宅

次のすべての条件を満たす住宅

- (1) 町内に所在する住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建設された住宅の場合、耐震性が確保されていること。(要耐震診断)
- (3) この補助金の交付を受けてリフォーム工事を行ったことがないこと。

対象工事

- (1) 町内業者に請け負わせて行う次のリフォーム工事

ア 屋根等のふき替え、塗装又は防水に係る改修

イ 外壁の張替え、塗装又は防水に係る改修

ウ 床、壁、窓等の改修

エ 台所、浴室、便所等の改修

オ 部屋の間仕切りを変更する改修

※リフォーム工事の一部に町内業者では請け負う事ができない工事がある場合はご相談ください。

- (2) 年度内に完了する工事で、金額が20万円以上のもの。

補助金額

補助対象工事費の25% (補助額上限50万円)

※千円未満の端数は切り捨て

◆ 問合せ先

都市整備課 ☎ 84-6956